

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし  
 区分Ⅱ： 該当なし  
 区分Ⅲ： 該当なし  
 その他： 22件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)補助油ポンプ点検時、軸受と軸受ケースの嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	GⅢ	
2	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)の渦流探傷検査実施時、伝熱管に判定値外れ(23本)及び伝熱管2本の支持材部に外面腐食が認められたため、当該伝熱管を交換。	GⅢ	
3	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)補助油ポンプ用電動機点検時、カップリング部の部品(ゴムブッシュ)に劣化(ヒビ)が認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
4	1号機	主蒸気タービン油フィルターポンプ用電動機点検時、カップリング部の部品(ゴムブッシュ)に劣化(ヒビ)が認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
5	1号機	循環水ポンプ(A)用電動機点検時、油配管に腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	GⅢ	
6	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(22-11)の手動弁(104弁)点検時、弁体の当たり面に傷(ゴミ噛み)が認められたため、当該弁体を交換。	GⅢ	
7	1号機	移動式炉内計装系駆動装置(B,C)用電動機点検時、電磁クラッチトルク値に基準値外れが認められたため、当該電磁クラッチを点検補修。	GⅢ	
8	1号機	第一給水加熱器(A~C)液位スイッチ点検時、端子箱の蓋部パッキンに劣化(9台)が認められたため、当該パッキンを交換。	GⅢ	
9	1号機	抽気系液位スイッチ点検時、同スイッチ(3台)の取付ボルトのネジ山につぶれが認められたため、当該取付ボルトを交換。	GⅢ	
10	1号機	換気空調系主冷凍機(D)において、潤滑油異常の警報発生により停止する事象が認められ、温度スイッチの誤動作が考えられるため、当該温度スイッチを点検。	GⅢ	
11	1号機	制御棒駆動水圧系サクシオンフィルター(B)点検時、エレメント3本に亀裂が認められたため、当該エレメントを交換。	GⅢ	
12	1号機	原子炉冷却材浄化系脱塩器(B)空気配管ベント第2弁において、制御用空気配管(銅管)に変形が認められたため、当該制御用空気配管を交換。	GⅢ	
13	1号機	主蒸気タービン蒸気加減弁(A,C,D)の点検時、機構部の部品(レバー)寸法に摩耗(管理値外れ)が認められたため、対応検討。	GⅢ	
14	1号機	主復水器(A~C)冷却管の目視点検時、不具合(梨地肌、肌荒れ、すり傷、変形、打痕等)が認められたため、対応検討。	GⅢ	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	1号機	原子炉給水ポンプ用タービン(B) 低圧蒸気加減弁点検時、リンク機構ロット廻り止めビスにカジリが認められたため、当該ビスを交換。	GⅢ	
16	1号機	主復水器渦流探傷検査時、主復水器(A1)の伝熱管1本に不入管が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取り付け。	GⅢ	
17	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水供給ポンプ点検時、吸い込み圧力計に指示値不良(取り外した状態で圧力指示あり)が認められたため、当該圧力計を点検補修。	GⅢ	
18	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置電解槽水素ガスベント弁点検時、弁棒先端部に腐食による折損が認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	
19	3号機	サービス建屋冷凍機用電磁弁(2台)及び電動機(2台)において、点検工事設計時の点検計画表からの抽出漏れにより、点検が実施されず、点検周期の逸脱が認められたため、当該機器の評価及び対応検討。	GⅡ	
20	3号機	主冷凍機(B)冷却水入口圧力制御弁において、グランドリーク(にじみ)が認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
21	3号機	起動領域中性子モニタ記録計の記録紙交換時、記録紙の入れ違い(別記録計の記録紙と交換)が認められたため、正規の記録紙に交換すると共に対応検討。	GⅡ	
22	4号機	主発電機軸密封油装置密封油真空ポンプ(A)において、オイルシールに劣化が認められたため、当該ポンプのオイルシールを交換。	GⅢ	